

第七回国会 衆議院 經濟安定委員會會議錄第二十三号

(二〇)

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)

午後二時六分開議

出席委員

委員長 小野瀬忠兵衛君
委員 小川 平二君 理事 金光 義邦君
理事 志田 義信君 理事 多田 勇君
理事 永井 英修君 理事 森 曉君
理事 勝間田清一君 理事 米原 昶君
理事 高倉 定助君
田中不敏三君 成田 知己君
竹山祐太郎君
出席國務大臣
國務大臣 青木 孝義君
出席政府委員
大藏事務官 伊原 隆君
(理財局長) 通商産業 宮崎 靖君
政務次官 西村 久之君
經濟安定 賀屋 正雄君
大藏事務官(外資 委員事務局長) 賀屋 正雄君
委員外の出席者
専門員 圓地與四松君
専門員 菅田清治郎君

四月二十八日

委員南好雄君辭任につき、その補欠として根本龍太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 勝間田清一君が理事に補欠当選した。

本日の會議に付した事件
理事の互選
外資に関する法律案(内閣提出第一八五号)

外資委員會設置法案(内閣提出第一八六号)
委員派遣に関する件
閉會中審査申出に関する件

○小野瀬委員長 ただいまより會議を開きます。
この際お諮りいたします。理事勝間田清一君が去る二十六日委員を辭任されましたので、これより理事の補欠選任を行いたいと思存しますが、委員長に御一任願うに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○小野瀬委員長 御異議なしと認めます。それでは勝間田清一君が昨二十七日再び委員に選任されましたので、同君を理事に指名いたします。

○小野瀬委員長 引き続き内閣提出第一八五号、外資に関する法律案、内閣提出一八六号、外資委員會設置法案を一括議題に供し、質疑を続行いたします。質疑は通告順にこれを許します。成田知己君。

○成田委員 二、三の点について、重複を避けて簡単に御質問いたします。昨日も多田委員から御質問があつたと思ふのでありますが、本法施行によりまして、外資に対して優先的に外国向送金を保証するということになるので、現在までに外国法人が日本国内において持つておられる円資金の取扱ひについてであります。新聞紙上報道するところによりますと、一部のものについては申請すれば許可するであらう、一部のものについては許可

がないだらうというような報道もされております。たとえばリーダーズ・ダイジェストとか外国映画のようなものについては許可をしない。DDTの關係については許可をするであらうというような報道も伝わっております。御答弁は、昨日の伊原理財局長の御答弁では、今後研究するというようなお話があつたのですが、大体の方針として、現在の外国法人の手持ち円資金をどういう方針でお取扱ひになるかということを承りたいと思ひます。

○賀屋政府委員 御答えいたします。リーダーズ・ダイジェストあるいはモーシヨン・ピクチャが国内で蓄積いたしました円資金の海外送金についてはございまして、御承知のように終戦後ドル資金を管理しておりますのは、もつぱら司令部が運用の任に當つておりました。日本側に移管されましたのはごく最近のことでございます。またその送金に関する手続等につきましても、古い為替管理法はそのまま存続いたしておつたのでありますが、事實上これが働かなくなつて、終戦後出ました省令八十八号というのによりまして、一応全面的に海外との金融取引を禁止する、そうして特定の場合には許可の申請に基いて送金を許す、こういうことになつてはおつたのであります。が、實際上の手続等がまだ明確になつておりません關係上、現実の問題としてしましは、海外に送金が行われた例はほとんどないに心得ております。御承知のように昨年十二月に新し

い為替管理法ができてまして、また外貨のいわゆる商業勘定も日本側に移管されることになつたのであります。今後はこの新しい手続によりまして、一定の方針に基いて海外送金を許可することに相なると思われるのであります。どういふ方針で、たとえば何割まで利潤の送金を認めるとか、あるいはそれを業種によつてどういふ區別をするか、そういう方針はただいまのところではまだ確定しておりません。お話しにございましたような、あるものは認める、あるものは認めないといううな取扱ひは、現実にいたしたこともありませんし、またこの前申し上げましたように将来の問題としても、方針がきまつておりませんので、今ここでどういふ方針で送金を認めるかということをお答え申し上げかねる段階にあります。

○成田委員 ただいま申しました現在の外国法人の手持ち円資金というのは、大体どのくらいあるか算定できませんか。

○賀屋政府委員 實は国内で事業を営んでおります外国商社が持つております円資金は、多くは外銀に預金せられておるといふ点があるのではありません。外銀に対する調査あるいは報告の聴取といったようなことも、ただいままでのところでは、政府といたしましては自由に行つておられるという情勢に至つておりません關係上、いろいろ推定は行われておるようですが、的確に幾らたまつてゐるということは、

大藏省あたりでもまだ的確な数字を持ち合せておらないようでございます。

ただ今度提出いたしております法案にも、第四條に、わが国の対外的な貸借と收支に関する勘定を大藏省で常に準備しておけ、こういう規定がございしますが、これを作成いたしましたために必要な外国人の手持ち円資金についての資料も徴集し得る権限を付與せられしたので、この法律が通りますれば、この規定に基いてただちに調査をいたしたい、かように考えております。

○成田委員 現在の手持ち円資金を認める方針については、まだ未定だといふことでございしますが、法律の建前から行きましたならば、本法施行後、外国資本が投下されたところの利子あるいは利潤については、本法第八條の許可認可の基準によつて、送金を認めるといふことになると思ひますが、本法施行前にすでに手持ち円資金として外国法人が所有しておる資金については、遡及を認めなければ、これを送金することができないというのが一応の建前になるのじやないかと思ひますが、この点どうお考えになりますか。

○賀屋政府委員 この法律が施行されます前の問題と、この施行されましたあとの送金の問題についての取扱ひについての御質問でございますが、今御指摘の外国商社が日本で事業活動を行ひまして、利潤という形で円資金を蓄積いたしました場合、これを海外に送金いたしまするにつきましては、直接

にはこの法律の第八條に基く問題では

ないのであります。つまりこの法律が予定いたしましたおります契約を認可いたしますれば、その契約條項に従つた送金を自動的に認めるといふのは三つの場合、すなわち技術援助契約の場合と、社債に応募いたしました場合あるいは貸付金契約をいたしました場合のような金銭的な債権者になる場合、それから株式に応募いたしました、株主として配当を受取る。この三つの場合に限つて契約なり、その財産権取得を認可いたしますれば、それに伴う送金を自動的に認めるということにいたしておるのであります。外国商社が、ただこちらに入つて参りました支店の設置等、いわゆるセールス・コーポレートなビジネスをやるという場合、この利潤の送金については、この法律で特に保証の措置を講じておらないのでございます。従つて御指摘のような例には、この法律が通りましたあとでも先でも、別段取扱いには変更がないわけになります。

○成田委員 この法律によりますところの保証というのは、技術援助契約、それと株式配当、杜債利子の三つに限られておるといふことでございますが、十六條に利潤の配当について規定があると思います。この十六條を見ますと、ただいま申し上げた三つの場合と同様に公平な取扱いがなされるということを前提としておると思います。が、この公平な取扱いというのは、大体どういう内容を意味しておるのか、承りたいと思います。

○資屋政府委員　御指摘の通り外国商社の自動的と申しますか、支社の活動等によりまして蓄積いたしました利潤の送金は、十六條に一條設けてござい

に、株式投資によつて日本の会社と提携の關係に立つて事業を行う場合と、今のような支店の活動による場合と二

通りあるわけですが、多くの場合にはその両者について根本的な差別を、ことにこの送金の面につきましては差別を設けるのは適當でないと考えられます。たとえば石油関係につきましても、日本の石油会社の株を持つて活動をする場合と、あるいは自分自身で来ておる場合、あるいはゴムの事業につきましても先ほども申し上げましたような横濱護謨の場合と、日本ダンロップのような場合とあるわけですが、この両者の取扱いにそう著しい不均衡をもたらしははいけないということを考えまして、この利潤の送金につきましては、主管官庁たる大蔵省で許可することになっておりますから、大蔵省が許可いたします際には、必ず外資委員会の方へ付議いたしましたので、その勧告に基いて許可をする。外資委員会が勧告をする場合には、大体同様の業種につきましては、株式投資の形によつて配当金を引揚げ場合と、不公平な取扱いにならないような勧告をつけるという趣旨の條文を設けた次第であります。

につきましても先ほど申し上げましたような横濱護謨の場合と、日本ダンロップのような場合とあるわけでありますが、この両者の取扱いにそう著しい不均衡をもたらしてはいけないということを考えまして、この利潤の送金につきましては、主管官庁たる大蔵省で許可することになつておりますから、大蔵省が許可いたします際には、必ず外資委員会の方へ付議いたしましたので、その勧告に基いて許可をする。外資委員会が勧告をする場合には、大体同様の業種につきましては、株式投資の形によつて配当金を引揚げ場合と、不公平な取扱いにならないような勧告をつけるといふ趣旨の條文を設けた次第であります。

○成田委員　そういたしますと、今申

要ではないかという感じを受けるのですが、いかがでしょうか。

○**賀屋政府委員** 十六條の規定は、これから許可する場合についての規定を設けたわけでありますから、現実にはその利潤の蓄積が過去に行われましただけのも、許可の申請がこれから行われるものでありますれば、この條文の適用によりまして公平な取扱いが行われることになるかと思ひます。

○**成田委員** 過去に、本法施行前に利潤の蓄積が行われたものでも、この十六條によつて許可の申請が本法施行後ならば許可が與えられるだろうと言われるのですが、この法律の制定というものは、もと／＼この法律を制定し、まして、外資導入を促進しようというわけですから、この法律施行後の外資導入に対する利潤なり利子、あるいは手持ちの本国送金を保証するのがいいものではないかと思うのですが、過去のものについても十六條でやるということになると、十六條はもと／＼例外的な規定なのですから、この例外規定を時間的に過去に遡及するということでは、少し行き過ぎではないかという感じを受けるのですが、いかがでしょうか。

容があるいは前に蓄積せられました田
資金と今後のものとは、あるいは多
少違った取扱いがされる、こういう結
果になるかと思っております。

○成田委員 多少違つた取扱ひがあることは当然だと思つたのですが、私は本法施行前の蓄積のものについては、本法の適用はないと考えるのが普通ではないかと思つたのですが、この法律の制定趣旨から行きまして、その方針をひとつ明確に承りたいと思います。

ねの通り、法律は過去にさかのぼる関係のものでないのでありますから、本法律が制定されまして施行されました前のものに対しては、この法律の適用は受けないということに御了解を願います。

○成田委員　そういたしますと、もう一ぺん念を押しておくのですが、先ほど申しました外国映画あるいはリーダーズ・ダイジェスト等で本法施行前の手持ち円資金の送金については本法の適用はない、こう解釈してよろしゅうございいますか。

○賀屋政府委員　その場合におきましては、大蔵大臣が許可いたします場合には、勧告を求めるために外資委員会に付議するという点は、これはこの法律が出ますれば付議して参らなければならぬことになるうかと思ひますが、ただその場合に勧告は公平な取扱ひをするために勧告をするという趣旨であります、その比較をする元がなないわけでございますので、現実送金の取扱ひがどうなるかということにつきましては、おのずから別の問題になると思ひます。

いまやが、今比較する元がないといふのは、やはり適用すべき性質のものではないといふことが前提になつてゐるのだからと思ふのです。結局本法施行後にリーダーズ・ダイジェストあるいは外国映画が事業活動をやりまして、利潤を獲得するそのどこまで送金を認めるかといふこと。事実上過去のものから含めたような送金のやり方をやるのかもわかりません。たとえは一千億から一千億の手持ち円資金が本法施行後出た、本来ならば二百億なんだけれども、五百億という査定の手続上、事実上過去のものに遡及するような結果になるかも知れませんが、建前としては本法施行前の手持ち円資金について本法の適用はない。こう解釈すべきではないかと思ふのですが……。

○賀屋政府委員 大体の原則的な考
方は成田委員のお説の通りであろうか
と思います。ただ多くの場合にこの
十六條を發動いたしますのは、今後
リーダーズ・ダイジェスト等がかせぎ
ました円の送金について起つて来る問
題であろうかと思ひます。

○米原委員　ちよつとその点に關連して……。大体わかりましたけれども、昨年の十一月二十六日ごろのアメリカカのビジネス・ウィークにその問題について向うの業界の意向が出てゐる。つまり送金の保証の問題についてナショナル・フオリリン・トレード・カウンセルの大会で、これに対する非常におもしろ反對な決議が行われてゐるということです。ことがここに出てゐるのであります。つまり今まで既存の投資のものとが不公平に扱われるという点に、むしろ向

うの業者の方には不満があるのじやないかということのようなんです。そうしてそれがまた先日たしか通つたと思ひますが、アメリカのポイント・フォアの法案の中に輸出入銀行の保証が、日本でも保証がされるという関係になつておつて、その保証の問題と兼ね合つて、非常に大きな問題になつてゐるらしいのであります。その点向うの方にはそういう業者の要望があるとする、ただいまの解釈でこの法文の解釈としては正しいと思つたのでありますけれども、そういう状態だとすると、この法文の解釈通り行くと、かえつて向うの業者の方は、日本に対する投資をむしろ手控えるというふうな傾向が起つて来るのじやないかという意味で、その法文の点は考慮する必要があるのじやないかと思つたのですが、いかがでしょうか。

○賀屋政府委員 送金の保証の問題は、いわゆる契約の許可が自動的に送金を認めたことになるということで、これは十六條の問題とは違ひまして、その前の十五條の問題になるわけでありまして、この十五條の方は明らかに本法施行後外資委員会認可をいたしましたものに限るわけでありまして、そういうふうに限りました結果、たゞいま御指摘のように、既存のものがかえつて非常な不利な取扱ひを受けるというところで、またその面から反対があるかもしれませんが、既存のものはこの法律が適用されません結果、その送金をしたいと思ふ都度、為替管理法でそれ／＼主務大臣の為替管理法上の許可を求めて参るわけでありまして、結局個々の事案につきまして審査をいたしまして、為替管理法の許可を下す場合の運用によりまして、遺憾のないようにやつて行くことになると思つております。

○成田委員 外国為替管理法の大蔵大臣の権限ですね。それと本法の安本長官の権限のことでありまして、この関係はどうなるか。本法に特に外国為替管理法の二十七條の規定だけははずされる。その解釈していいのですか。ただ條文を見ただけではどの程度権限の重複あるいは排除というものが行われているのかわからなないので、具体的な例を二、三あげて御説明願ひたいと思ひます。

○賀屋政府委員 為替管理法におきましては、資本の移動を取締るといふ面からいたしまして、現実にはこの海外送金の問題のみならず、証券の移転、それから不動産の移転と、それから金融取引という面からいたしまして、証券の応募、取得、そういうことを一応全面的に禁止をいたしまして、特に政令で認めたり大蔵省令で認めた場合には、この禁止を解除する、こういう建前になつておりました。大体その禁止を解除する権限は大蔵大臣が持つておるわけでありまして、ただ特許料等の送金につきましては、例外的に通産大臣が許可の権限を持つてゐるわけでありまして、それと本法との関係であります。この二十七條で規定されておりますが、海外送金の面につきましては、この外資委員会が認可をいたしましたけれども、あらためて二十七條で大蔵省なり通産省の許可を受けなくてもよいといふことが十五條によつて明らかになつてゐるわけでありまして、ただその元になつてゐる方の株の取得とか金銭債権を取

得する契約、貸付金の契約、そういうものも為替管理法では一応禁止せられまして、それを解除するのは大蔵大臣という建前になつてゐるのであります。これはやはり外資委員会が認可をいたしました、二重に大蔵大臣の認可を得るといふ必要はありませんし、またそういう二重の手間をかけることにになりますので、これは為替管理法に基く政令あるいは同法に基く省令によりまして、外資委員会が認可をすれば、あらためて大蔵大臣の認可は必要ないといふことを、向うの政令で規定することにいたしてゐるのであります。

それからもう一つ、この法律と為替管理法との権限の関係についての御説明をいたしておきますと、十三條にございます社債の取得、それから貸付金、債権の取得、これは従来外資委員会は昨年の三月からできたのであります。外資委員会の権限は財産権の取得を認可するといふことでスタートいたしました。社債といつたような債権者の立場に立つ場合には、従来は外資委員会はタッチいたしておらなかつたのであります。しかしながら今度外資導入といふ点から考えますと、金銭的な債権者に立ちます場合と、株主として企業に参加する場合と、それからあるいは技術援助契約で特許の実施権を與える場合と、実質的には選ぶところはないと申しますか、いずれも投資のそれ／＼の形態であるといふことから、投資家の立場からたゞ債権者としての立場に立つ場合に大蔵大臣の方にいくといふようなことは、窓口が二つにわかれるといふ関係もありまして、十三條では窓口をいたしました。外資委員会に認可申請をすればいい、債権者としての立場に立つ貸付契約につきましては、本来為替管理法で大蔵大臣の認可がゐるのであるけれども、あらためて許可申請をしないでも、外資委員会に認可申請をすればそれは大蔵大臣の許可とみなされる。こういうことで外国投資家の便宜のような措置を採用することにいたしましたわけでありまして。

○成田委員 本法によりまして、外資導入を促進しようといふのですが、現在の日本の政治、経済情勢あるいは米国の民間投資の事情から行きまして、そんなに本法だけで大した外資導入は期待できないだらうといふのが実情だらうと思つてゐます。株式の取得あるいは社債の取得といふものは大した期待はできない。問題は技術援助の問題だらうと思つてゐますが、本法にも第七條に外国投資家からの技術援助を希望する、技術の種類は公表しなけれはならないという規定があるのであります。現在技術援助を予定されておられますおもしろいもの名前あるいは件数が大体おわかりになりますか。

○賀屋政府委員 第七條につきまして、この法律が通りますれば、日本の産業の現状からいたしまして、援助を受けたいと思ふ技術の種類を公表いたすことになるのであります。この公表にあたりましては、ただ官庁側がどういふものといふことを一方的に決定したすようなことはしませんで、できれば民間の現実に事業をやつておられる方々からも、どういつた技術がほしいかといふように希望を聴取し

て、これを総合的に見まして公表したいと思つておるのであります。ただいまのところ、どういつた技術といふことは研究中でございまして、民間からの希望も聴取した上で、両者を合せて公表する、こういうことにいたしたいと思つておる段階には至つておりません。ただ先ほども申しましたような合成纖維関係の技術でありますとか、あるいは電気機械工業関係の技術、そういうものがおそろく上つて参るだらうといふことがたゞいま予想されますが、具体的にどういふものといふことは、ただいま通産省方面でも研究をいたしておるような状況であります。

○成田委員 この特許の所有権の問題に關連いたしまして、先ほど質問いたしました本法施行前の手持ち資金の問題と同じような問題が起るのではないかと申すのであります。従来外国特許実施権を日本の商社が得ておつた一戰時特例でこれを全部没收してしまつて、日本商社がこうした所有権を取得したことになつておる。終戦後これが放棄されまして、その結果特許実施契約その他によつて当然違反の問題まで起しまして、ノーマルな特許実施が数年間負債になつておる。あるいは特許実施契約違反の損害賠償の金なども負債として出て来ておると思つておる。これらの処置は現在どうなつておるか。もし処置されてゐないとしたら、やはり負債として残つておるわけでありまして、これをやはり外国送金として優先的に確保するといふ問題が、先ほど申しましたのと同じような形において、現われて来ると思つたのですが、この点についてはどうい

御方針を持つておられますか。

○賀屋政府委員 戦争前の特許権の実施契約は相当残つておるわけでありまして、御指摘のように、戦時中特例法によりまして、特許権の効力をなくしたような措置に出でたわけでありまして、これは昨年スキヤツプインが出まして、それに基づく政令によつてこれを回復するような手段がとられております。契約自体はこれによりまして当然回復して参るわけでありまして、その間に、ただいまお話のありました特許料の送金につきましては、やはりこの法律は今後の契約についての送金保証をいたします関係上、更改なり契約のし直しという事で、あらためて申請されません限りは、普通の為替管理の手続によつて送金することになるかと思ひます。

○成田委員 契約の更改ということになりまして、更改された部分が本法施行後のものに該当いたしましたら、これは優先的に送金ができると思うのであります。この十五條がやはり本法施行後の技術援助に対する保証だといふならば、本法実施前の実施料といふものは、本法により優先的に送付できない、こう解釈されるように思ひますが、いかがでありませうか。

○賀屋政府委員 お説の通りであります。

○成田委員 最後にお尋ねしたいのは送金の確保の問題でございます。この送金の確保は、第六條と第十五條によつて優先的に取扱ひを受けることに結果はなすと思ひますが、この第六條、第十五條を拜見いたしますと、外貨予算の点で、外貨導入に關する

送金は特別なわくを設けることになつてゐる。その結果外貨予算が赤字になりまして、本法に基づく送金額だけは優先的に送金されることになると思ひますが、その解釈してよろしうございませうか。

○賀屋政府委員 六條の規定によりまして外国為替予算の計上でありまして、これはこの法律によりまして外資委員会が認可いたしました、結局送金の保証をされましたものを必ず予算に計上することになります。その額を計上した結果、外貨予算の絶対額が赤字になるというようなことはおそろしく得ないではなからうかと思ひますが、ただこのほかの債権債務の関係は、外資導入関係以外に貿易の関係等についてもあるわけでありまして、外資だけの関係で外貨の絶対額が足らなくなるということはおそろしくなからうと思ひます。その他全般的に国際收支の關係が非常に悪化したしまして赤字になりそうだとする場合には、前の條文によりまして、今後入つて参りますものをある程度制限し得るといふことになつておりますので、これによりまして外貨予算の編成が非常に困難な事態に陥らないような措置をとり得ることと考えております。

○成田委員 この法律に基づく外国送金のわくといふものは、慎重におやりになるのですから、それ自体は赤字にならないといふことは了承できるのでありますけれども、その他の輸出入の關係は非常に激変するものでありますから、予算通りには行かないと思ひます。その關係で、外貨予算全体として赤字になつて来る場合でも、本法に基づくだけは優先的に保証するという

ことになりまして、結局他の外貨予算の受取り勘定は黒字勘定に食ひ込み、食ひ込んで出さなければいけないという結果になつて、結局において總体的に赤字になつても、この法律によつて保証された送金額は、優先的に保証するという結果になるおそれがあるのではないかとと思ひますが、その点をお伺ひいたします。

○賀屋政府委員 その点は確かに御指摘の通り、過去にすでに取得権として、保証を受けた分は、ほかの事情によりまして非常に国際貸借の關係が悪くなりまして、ぜひとも保証をするといふことにいたさなければならぬと考えております。またそういういたしますことが外資の導入を促進するゆえんではなからうかと考えております。

○小野瀬委員 次は永井英修君。

○永井(英)委員 先ほどは外貨予算の赤字の場合にも送金をしなければならぬ、負担になるといふような御意見でありましたが、私は本法を見ますと送金についてもすべてほとんど認可を要するような條件になつておりますが、外資導入を促進するといふ点から見て、むしろある一定の送金基準というようなものを設けて、そうしてその基準内においては、自由に送金ができるというような制度にした方が、むしろ外資導入を促進するゆえんではないかと考えますが、政府はどういうふうにお考えでありますか。

○青木國務大臣 われ／＼も一応そういうことも考えてみましたけれども、御承知のようにこの外資金部につきまして、一々それをきめて行くというようなことは、その経過から見まし

て、なか／＼困難なことであります。また適當でないといふふうに考えましたので、かように一々必要な認可を與えるというようなことにきめた次第でございます。

○永井(英)委員 それでは大体戦前一年間の平均株式配当あるいは社債の利子、特許権に対する特許料というようなもの送金は大体どれくらいあつたのですか。

○賀屋政府委員 戦前におきまして日本の会社が、利益の配当金として海外へどれくらい送金したかといふ数字でございますが、株式の配当金につきましては数字を申し上げますと、昭和十五年におきましては千二百四十九万二千円、それが一番新しいところでは千二百四十万程度送つておつたやうな数字が出ております。昭和二年から十五年までの平均をとりますと、海外送金の額は一千九百九十三万四千円という数字になつております。特許料の送金につきましてははたまたまよくと資料を持ち合せていません。

○永井(英)委員 ドルに直したらどのくらいになりますか、あとでもよろしくうございしますが、お聞かせ願ひたい。

○賀屋政府委員 相當の期間をとりまして、その間にレートがいろいろかわつておりますのでちよつと数字は今すぐ出ませんので、後ほど計算いたしますとお答えいたします。

○永井(英)委員 この輸出入銀行といふんですか、以前の正金銀行は為替關係をい／＼取扱つておりましたが、今後正金銀行のようなものをつくれる御意思があるかどうか。

○青木國務大臣 政府は目下のところでは、正金銀行のような金融機關をつくるというような考えはございません。

○永井(英)委員 それから昨日もちよつとお尋ねしたと思ひますが、日本経済の復興あるいは国際收支の改善に寄與する外資といふような漠然とした規定でございますが、大体その内容はどのようなものでありますか。

○青木國務大臣 元來外資を導入いたしますためには、もし日本の経済的なあるいは一般的信用が充実し、高い信用を持つておられますれば、自然に入つて来るというようなことも考え得られますし、また外国投資のことでありますから、有利な確実な利が永続性のあるような投資対象があれば、どんなに入つて来るというような常識的な考え方もあるものであります。御承知の通り、日本の現在の状態から見て、また昨年三月以降外資委員会が取扱つて参りました経過から見まして、ほとんど外資が入つて来るというふうなことも考えられます。またわが國に投資することによつて、膨大な利益が得られるというふうな対象があるかどうかという問題もございしますが、ともかくもわれ／＼今まで取扱つて参りました経過から見ますと、やはり外国からのパテントであるとか、あるいはまた技術援助契約であるとか、そういうものが主になつておるようなわけでございます。またそのほか国内におきまして株式投資とか、あるいは社債投資であるとかそういうもので、日本の破壊された現下の資本蓄積の状況から見まして、やはりできるだけ国内市場ことに産業に寄與し、生産を増加

し、国内経済の回復に役立つというより、きわめて抽象的な言い方であり、考え方も、そういう意味で、さういふ考え方のもとに、認許可等も行ふという考えでここに書いてある次第でございます。

○永井(英)委員 こまかいことでありますが、外国投資家の中には非居住者たる日本人が含まれておるわけですか。

○貿易政府委員 第三條の規定によりまして、これを含むことになっております。従いまして海外におります一世のような方も、国籍は日本の国籍を持つておられます、外国投資家としての取扱いはいたすことになっております。

○永井(英)委員 それから技術援助契約でその対価の支拂の期間が一年をこえるもの、こういうふうに限つてあります、それはどういふことですか。それからもう一つは、一年未満のものはどういふふうに取り扱われますか。

○貿易政府委員 一年未満の契約は、大体事務としては軽微なものが多く、予想されますし、また日本の商社との関係が非常に短かくて、これはむしろ無体財産権の輸入というふうな取扱ひをいたす方が適當ではないかと考えまして、外資導入として外資委員会が認可するということをお願いいたさないことにしたわけでありまして、従いまして、これは自由に契約ができるのでございまして、ただ対価の支拂につきましましては、技術料の途金という面では管理上法上——これは所管官庁は通産省でありますので、通産大臣の許可を受け、こういう取扱ひを受けるわけであり

○永井(英)委員 外国為替管理法とか、それから本法に罰則がたくさんありますが、この適用は日本人にはむろん適用されるでしょうが、相手方にはちよつとむずかしいのではないかとおられます。この点はどういふふうにお考えでありますか。

○貿易政府委員 外国投資家に対する罰則の適用であります、連合国人につきましましては、日本の裁判所が裁判管轄を持ちませんので、ただこの法律の違反として連合国の裁判に付するわけ、日本の法令の違反として連合国の裁判に付する。それ以外の外国人は日本の裁判によつてこの法律違反につきましまして罰することができる、こういうことになつておると思ひます。

○永井(英)委員 しかし、外国人にそれが適用されないわけですが、たとえばアメリカにはこういうふうな法律はないのではないかとおもうのであります、が、そうした場合には何うは自由になるということになるのではないでしようか。

○貿易政府委員 投資家がアメリカにおります場合には、直接これの罰則の適用はできないのであります。

○永井(英)委員 日本に來ているアメリカ人は……

○貿易政府委員 それはただいま申し上げましたように、軍事裁判として向うが裁判し得る、こういう解釈であります。

○永井(英)委員 そうすると、この法律によつて連合国が裁判するということになるのであります。

○貿易政府委員 その通りでございます。

○永井(英)委員 それから設置法につ

いてちよつとお尋ねしたいのですが、設置法の第五條の第六項に「当該行政機関の意見を徴しなければならぬ。」というふうになつておられますが、その意見を徴するだけで、承認しない場合には一体どうなりますか。

○貿易政府委員 その場合には、結局閣議において関係大臣に協議していただきます、最終的な決定をいたすことにならうかと思ひます。

○永井(英)委員 その第五條の第三項ですが、学識経験者から三名以内ということになつておられますが、学識経験者という、これはいろいろございまして、たとえば為替関係の銀行業者とか、あるいは一人は学者、あるいは一人はほんとうの外国貿易の経験者、こういうふうな考えられますが、一体どういふ内容で定められますか。

○青木國務大臣 この学識経験者でございますが、学識経験者と申しますと、大体外国為替とかあるいは貿易とかいふことについての知識あるいは経験のある人でありまして、われわれが一応考えますと、日銀の理事というふうな人がその事務の関係から、またそのほかに今申し上げたような方面の学識経験者、こういうことを考えているのであります、まだはつきりしたことはきめておらない次第でございます。

○永井(英)委員 それからもう一点、再整備法がありますが、全部の会社が再整備法による整備が終つてゐるのであります、まだ残つてゐるのでございませうか。

○伊原政府委員 再整備法にかかりました会社は、五千ほど特別整理会社があつたと思ひますが、もうほとんど完了いたしました。ただ集中排除法の適用を受けました会社は、法律上の関係でまだまづいていないのがあつたかと思つております、きわめて少なくなつておると思ひます。ほとんど完了したといつてもさしつかえない程度になつております。

○小野澤委員 それでは次は小川平二君。

○小川(平)委員 今後期待される外資の量ですとか、あるいは形態、業種という点について、何か目安になるような資料がほしいのであります、御提出がございませんので、概略でつけようであります、二、三お尋ねさせていただきます。アメリカにおける国内投資の平均利回りほどのくらゐになつておりましたらうか。

○伊原政府委員 最近の株式等の例を、ムービー社の例をとつてみますと、二百社の平均が六・六％ということになつてゐるようでありまして、備つて来た人の話を聞きまして六・七％程度の利益があるということであり

○小川(平)委員 それからアメリカの海外投資の国別の分布、こういうことはおわかりになりますか。どのくらいの金額がどういふ地域に出ているか。

○貿易政府委員 アメリカの、これは民間の直接投資だけについての数字でございます、地城別に申し上げますと、一番新しくわかつておられますのが一昨年、つまり一九四八年末でござい

ますが、カナダが三十二億ドル、ラテン・アメリカが四十二億ドル、ヨーロッパが二十四億ドル、その他が十六億ドル、合計百十四億ドル、こういう数字になつております。

○小川(平)委員 それからその投資の形態ですが、株式投資、直接投資あるいは株債の引受がどういふような形になつておりますか。海外の民間投資の場合でございませう。

○貿易政府委員 これもアメリカの民間投資の例で申し上げますと、著しい傾向といつたしましては、一九二〇年ごろと最近とは非常に相違がありまして、一九一九年末の数字で申し上げますと、アメリカの民間の投資につき、直接投資が三十九億ドル、証券投資が二十六億ドルということ、著しい差はなかつたのであります。これが最近では直接投資の方がだん／＼ふえて参りました、先ほど申しました一九四八年末では、直接投資が百十四億ドルに對しまして、証券投資はわずかに三十九億ドルという数字になつております。

○小川(平)委員 中南米あたりの平均の利回りはどのくらいになつておりますか。

○貿易政府委員 ちよつと今資料を持ち合せておりません。

○小川(平)委員 それから業種別ですが、石油に対する投資が非常に大きい、半分くらいとか半分以下とか聞いておりますが、その点はいかがでありますか。

○貿易政府委員 アメリカの民間直接投資について、先ほど申し上げました四八年末の百十四億ドルの産業別の内訳を申し上げますと、製造工業が三十六億ドル、石油工業が三十一億ドル、それから鉄業、製鋼業が十一億ドル、農業が六億ドル、公益企業が十三億ドル、その他が十七億ドル、合計百十四億

ル、こういう数字になっております。

○小川(平)委員　それから今度は別のことでございますが、国有化とかあるいは没收の危険に対する補償でございませぬ。アメリカの側においても同様の立法をすることになつてゐるといふように聞いておりますが、議会における審議の経過というやうなことを、御存じでしたらばお聞かせ願ひたい。

○賀屋政府委員 いわゆる未開荒地域援助計画といしまして、昨年トルーマン大統領が就任の際に述べました。いわゆるポイント・フォアアの計画でございますが、これは未開荒地域に対する民間の援助を促進いたしますために、輸出入銀行を通じまして民間の、ただいま御指摘になりましたような没収の

場合の補償等をいたさせるという法律的な措置をとりますために、昨年国会に法案が提出されたのでありますが、昨年は審議未了に終りまして、今年あらためて法案が提出されたように聞いております。私どもも新聞等の情報によつて知り得る程度でございますが、けさほどの新聞にも、上院におきまして二億五千万ドルの限度で輸出入銀行に補償の権限を與えるというのが、上院の委員会を通過したようでございます。

○小川(平)委員 けつこうでござい
ます。

○小野瀬委員長　それでは米原委員。
○米原委員　昨日も本日もこの問題で、理事会も開かれたわけですが、最初に、安本長官が来ていらつしやいますから、この非常に重大な法案が会期末に出て来て、われ／＼としても審議の時間が非常に短かいことを非常に遺憾に思つてありますが、この国

会におきましても、たとえば地方税の問題や、給與法の問題で、いろ／＼そ

うに議会の審議権の問題が問題になつて来たわけですが、今度の場合、今までの問題は国会の問題といたしまして、少くともわれ／＼が新聞で聞くところによると、一月から日米合同審議会にこの法案の作成がかけられて、相当の時間がかつているように聞いているのでございします。それが今になつて出て来て、国会の審議の方はわずか五、六日でやらなければならぬという状態になつてゐることを非常に遺憾に思うのでありますが、なぜかういうふうになつたかということについて、一言長官の御意思を聞きたいのであります。

に相当長い期間を経てようやく今日で
き上つたようなわけでございます。

○米原委員　私の聞きたいのは、確かに折衝なさつたわけでありましようけれども、国会の審議の今後のやり方として、国会がそも／＼立法機関でありますから、むしろ国会で審議しながら一月も二月も国会の方をかかつてもよろしいと思うのでありますが、そうして最終的に解決して行つた方がいいのではないかと考えます。それが政府原案の作成に百日もかかつて、国会の方が六日しかないということはいかぬと思うのであります。こういう行き方について所信を承りたいと思います。

で、われ／＼ももつと早くこれができ
上りますれば、国会に提出して御審議
をお願いするという考えでやつて参りま
したけれども、いろ／＼と今申し上げ
ましたように検討の時間を費しました
ので、そういう点ははなはだ遺憾であ
つたと存じます。しかしながらこれが
やはり日本の経済の情勢というか、外
國人が安心して日本に对外投资をする

ましたような次第でございましたので、御審議を願う期間が大分短くなつたということです。

○米原委員 その問題につきましては、ただわれ／＼新聞だけしか見て知らないのではありませんけれども、最初の原案と結局はあまりかわらないものになつてゐるやうに聞いておるものですか、よいに、なぜ国会にもつと早くかけられなかつたのかという気がするわけですが、議論しても盡きませんから、内容の問題に入ります。

どのくらいの外資が入るかというところが大分質問されたのでありますが、これは大体予想はつくのじやないかと存じます。ただいまの御質問のときにも利潤率が大体六％くらいと見て行くと、外貨予算の中からどれだけを送金の保証に充てる予定になつておるかということをあわせ考えて逆算して行けば、大体どのくらいの外資が入るといふ予定も立っているのじやないかとわれわれは考えるのでありますが、そういう点がありましたら聞きたいと思います。

○**留屋政府委員**　ただいまのところでは、別段外貨予算のうち幾らを外資導入に伴う送金のために留保するとうい、その数字を確定いたすほどには相なっておりませんから、これから逆算いたしまして外資が幾ら入るといふようなことは、やはり推定は困難かと思ひます。

○米原委員 それではちよつとお尋ね
いたしますが、産業経済新聞の四月二
十日に載つておるワシントン十八日A
Pであります。「東京の国際租税委員
会の特別代表ブルース・エイチソン氏
は十八日ワシントンで、総司令部は日

本に外資保護基金を設置することを考慮していると次のように語つた。総司

令部は日本が輸出によつて獲得した外貨により、二千五百万ドルの外資保護基金を設置することを考慮中である。この基金は外資を日本側の没收の危険に對して保護し、外資の元利を外貨にかえることを保証せんとするものである。こんな記事が出ておるのでありますが、この二千五百万ドルという数字は何か思い当りの点がないではありませんか。

○賀屋政府委員　確かにそういうような情報が新聞に載りまして、私ども情報があるということは存じておりますが、その真偽のほどにつきましては、確たる知識を持ち合せておりません。司令部等からもそういう点については何らの知らされておるところもございせん。

○米原委員　ただ二千五百ドルとすると相当これは多過ぎて、外貨予算の中から、これだけのものを逆算して行つて、ただいまおつしやいました利潤率の六％で出すと、四億ドル以上のものがドル地域から入るといふ計算になるので、とうていこんなことはあり得ないと思うのです。そうしますと輸出六億ドルのうち大体パーセントぐらいのものが、ドル地域に向けられることになつておるか聞きたいのであります。

○賀屋政府委員　ただいまちよつと貿易の数字を持ち合せておりませんの

で、後はど調べてお答えいたします。
○米原委員 その問題は通産省の方でもいらつしやればわかると思います
が、われ／＼聞いたところでは、前の
外貨予算の予算委員会の際にも、た
しか三〇％ぐらいに当っているのじや

なるわけであります。またそれに基きまして、利潤を向うへ送金する場合も、その所要額が支出の面で外貨予算に出て来ることになるだろうと思ひます。

○米原委員 当然そうならなくちやならぬはずだと思ひますが、どういうわけで管理法の趣旨が実行されていないのですか、それを聞きたい。

○賀屋政府委員 これはこの国会にたきまして、御協賛願つたのであります。六月末まで延期いたしましたので、実は三月末までその取扱ひに関する方針を確定いたす予定で寄り／＼協議いたしておつたのであります。最終的な結論に達しませんで、これを最長の三箇月間延期することに御賛成願つたわけであります。いろいろな関係で困難な問題がございますので、早急に解決いたしかねておりますので、六月末までには方針を確定いたしたいと思つております。

○米原委員 そうしますと今度のその修正によつて三箇月延期されたわけですが、三箇月の延期という、あと二箇月であります。それまでにこれをきめなくちやならないとすると、大体の御構想はできておると思うのですが、どういう形になるか、大体のところを聞きたいと思ひます。

○賀屋政府委員 まことに残念であります。それはただいまお答えする段階に至つておりません。

○米原委員 それからこの委員会、前に物調法のとくにも聞いて、どうもそのときの御答弁が間違つていたのでないかと思うのですが、最近町で売られておる放出のマッチとか、せつつけ

あるいは食料品などが大量に放出されておるようですが、ああいうものはどういふ形の手続で売り出されておるのですか。これは物調法のときに聞きまして、政府は知らないといふお話でありましたが、放出物資を政府と関係なく放出されるということはある得えないことだと思ふのですが、どういふ形になつておられますか、そしてその代金が向うへ送金されておるのではないと思ふますが、その場合どういふ形で送金されておるかということについてお聞きしたいと思ふます。

○賀屋政府委員 ただいまの御質問、ちよつと私どもの所管外の事柄でありますので、今お答えいたしかねますが、調べました上で別途お答えいたしたいと思ふます。

○米原委員 これは外国為替管理委員会の方でわがところの御質問が、私が聞いておりますのは、これは輸出代金で、外貨予算の中から半分くらいは拂われておるといふことを聞いておるのですが、それだつたら安本長官でもわかると思ふのです。そういう形でどういふものが、そういうところへどんな送金されておるとすると、これは非常に大きいと思ふのです。そういう送金額があれば、それを保証金とすれば、むしろ大量の外貨を入れる保証にもなるわけでありまして、どういふ形で送金が行われておるかということをお聞きしたいと思ふます。

○青木國務大臣 ただいま御質問でございますが、外貨予算のものは自分も関係しておる一人でございまして、別これはなおよく調査いたしましたので、別

な機会にお答え申し上げたいと思ふます。

○米原委員 それからもう少し放出物資のことを聞いておきたいのですが、新橋にある放出の食料品を売つておる店には、この金は見返り資金であるといふ広告が出ておる。見返り資金の方にもこれが積立てられておるといふのですが、そういうことがあるとすれば、実にわけがわからなくなるのです。この点を明らかにしておいてもらいたいと思ふます。

○青木國務大臣 さようなものは見返り資金には積立ててないといふことは記憶いたしておりますが、なおよく調査いたしてみます。

○米原委員 もう一つ送金の問題で、最近新聞に出ておりました例の古着の輸入の問題であります。あれは輸出滞貨の魚のカン詰だと聞いておりますが、それとバーターで入つておるといふように聞いておりますが、それはどういふ金の金額であるのですか。私の聞いておるのとは百二十八万ドルの輸入であつたと聞いておりますが、これは実際に送金の問題と重大な関係があるのです、この点も聞いておきたいと思ふます。

○青木國務大臣 その問題は新聞でも拜見をいたしましたけれども、今までのところ処置をいたしておりません。この点もなおできるだけ調査をいたしてみたいと思ふます。

○米原委員 実はこの問題については、われ／＼としてもほんとうの真相を調査してみなければならぬと感じておる点があるであります。それは古着を輸出滞貨である魚のカン詰とバーターで入れるという契約が行われて、

そうしてその百二十八万ドルという金は、国内市場における古着の消化力と、それから輸出滞貨の向うの方における消化力と見合せて拂われるということになつておつたのが、実際は百二十八万ドル一度に支拂つたということも聞いておる。そういう信用状を銀行をして一度に出したというのを聞いておるのですが、そういうことがあつて、しかも輸出滞貨が実際に輸出にならないうで、輸出適格品がないといふので新しい製品を買つて向うの方へ送つたといふので、初めの話と全然違ふように考えられるのですが、とにかく百二十八万ドルという信用状が一度に出たおる。

こういうような点は非常に送金の点で無方針で行われておるのではないかと申すのです。そういう百二十八万ドルの送金がかく簡単にできるということがあるならば、むしろ外貨を無制限に入れる輸出制にして、無制限に入れるような方針がとられるはずだと思ふのですが、そういう意味でもこの法案と関係してまいりますので、十分調べてお答え願ひたいわけでありまして、

それからこの法案であります。この法案の第四條によりまして、対外貸借及び收支に関する勘定を内閣に報告することになつております。この点について收支勘定といふのは、結局外貨予算が一つの予算である、この收支勘定が外貨予算の実績といふことになると思ふので、日本の貿易の実態をつかむに一番大切なものだと思ふのであります。そういうものをただ内閣に報告するだけになつておつて、国会には一つも報告することになつておらない。外貨予算の実態についても、閣僚審議會できめられて、あまり国会では知ら

されてないのであります。この收支勘定も当然国会に報告することにすべきではないかと思ふのですが、その点について安本長官の御意見を聞きたい。

○賀屋政府委員 かわつてお答えいたします。第四條で、内閣へ報告することにしたいたしましたのは、その次に出て参りますように、債務超過になるおそれがあります場合には、ただちに新しい方針を決定する必要があるといふので、国会開会中に限らず、随時内閣に報告いたしまして、新方針決定の資料といたすわけでございます。ただこれが一般国民といたしましては、関心のあつた数字でもありませんので、この発表の点につきましては、別途適当な方法を考へて参りたいと思ふます。

○米原委員 それは前の予算委員会でも、外貨予算の内容を発表すべきではないかという意見を私は述べたわけでありまして、この点の御答弁は、もう公表されることと解釈してよろしいのです。

○賀屋政府委員 どうも公表いたした形式、程度等につきましては、研究いたさなければならぬ問題が残つておるかと思ふますが、方向といたしましては、なるべく公表する方向で研究いたしたいと思つております。

○米原委員 それから昨日も志田委員から問題に出されました第八條の二の問題であります。詐欺、強迫、不当なる圧迫によると認められる場合は認められない、国際商法からいふと、この規定がなければ、占領下における被占領国民の契約は、強迫として取消すことができる。しかしこの規定があるからそういうことにはならないとい

う御返答だつたわけでありまして、實際の問題としてはそういう意味からいいますと、外資委員会が認可する場合に、ほんとうに外資委員会が自主的な立場でやれるかどうか、實際問題です。その点が非常に重大だと思ふのであります。その点で今まで外資委員会が不許可にしたものを、総司令部が許可にしたという例があるように思ふますが、そういう場合にはこの規定はどういふふうになりますか。

○賀屋政府委員 ただいままでのところ、日本の政府すなわち外資委員会が不許可にいたしましたものを、司令部側が許可するということにいたしました例はございません。

○米原委員 それはOSSなんかの関係で、二、三あるのじやありませんか。

○賀屋政府委員 御指摘のOSS等の問題は、この許可云々という問題ではないのであります。昨日も御説明いたしましたように、事業活動につきましては、ただいまではそうではないのであります。昨年の十月までは、司令部が固有の権限に基いて許可をいたしておつたのであります。その許可不許可をいたします場合に、あらかじめ日本政府の意見を聞いて参つたのであります。その意見に反した取扱いはいたした例は、二、三ありますが、この行政処分を司令部側がつかうといふようなことはないのであります。○米原委員 この法の趣旨からいいますと、實際の外資委員会の判断、外資委員会の認可といふようなことが、實際上の問題を決するので、非常に外資委員会の責任は重大だと思ふのです。そういう意味で外資委員会の構成という

問題は非常に重大だと思ふのであります。先ず、この外資委員会の構成の点を見ますと、今までの外資委員会では相当したと云ふ通商省にもあります。運輸省とか農林省とか、むしろ各省の次官が出ておられるわけです。数も相当多く出ていたわけですが、それが学識経験者という形にかえられておられるわけです。こういうふうな形になったのは、どういう理由からでありますか。

○賀屋政府委員 従来の外資委員会の構成と今度とは、大分かわつた点がございまして、官庁代表者といつたしましては、次官でもかまわないわけですが、必ずしも次官に限らず、その省を代表する者一人といふことになつておりますが、これは次官は職務上非常にほかの一般の問題で忙しくて、必ずしも外資の問題のみに専念するといふこともできませんし、またそれ以外に、職務上外資問題について適切な判断を下し得る立場にある官庁の職員があり得るわけでありまして、そういう者を代表者に任命し得ることといつた次第であります。またその代表されまゝ省の数が、前に比べまして減りましたので、できるだけ官庁の代表者の数を減らしまして、機構を簡素化することによりまして、意思決定をすみやかにやつて行くという趣旨にほかならないのであります。ただその場合におきましても、外資導入の案件は、各省に関する部門が非常に多いわけでありまして、その点につきましても、十分権限官庁、所管官庁の意見を尊重することにいたしたいと考えております。そのためには法律上も当然意見を聴取しなければならぬということにいたしましたのであります。

ことにいたしておるのであります。先ほどもはかの委員から御質問がありましたように、この場合にどうしても話し合いがつかないというふうなことに相なりまして、場合には、一番上級の閣議において処理をしていただくという結果になるかと思ひます。実際上の運営につきましても、従来に比して処理が的確に行われることにならうかと思ひ次第であります。

○米原委員 私はこの外資委員会には、もつと民間の代表が出る方がいいと思ふのであります。また人数もつと全体としてはふやして、むしろ慎重に審議する行き方の方がいいのではないかと思ふのです。たとえば私の各省の数が少なくなつておる点について、これは思い過ぎかも知れませんが、先般来本国会でも問題になりましたラウンダリー汽船の、例の裸用船の問題でありまして、あの時にわれわれは、新聞で伝えるところによると、運輸省の方から相当強硬な反対論があつたと聞いておるのであります。そういう場合に、そういう反対論はむしろあるのが当然であつて、ああいうような場合、そういうものを十分慎重に審議をやらなければいかぬと思ふ。そういう意味でもむしろ人選を多くした方がいいのじやないか。ただいまの御答弁によると、決定をすみやかにやるために能率的にやるためにという趣旨に趣旨に伺えるのでありますけれども、この法案の性質からすると、この外資委員会は非常に重大だと思ふ、そういう意味でも、もつと慎重にこの構成をやるべきでないかと存じますが、その点はいかがでしょうか。これで十分だと思ひになりますか。

○青木國務大臣 これは一つの考え方でありまして、直接関係の深い、ここにあつておられますような大蔵省を代表する者とか、それから通商産業省を代表する者といふふうにして、さらに外貨の關係では外国為替管理委員会を代表する者、こういうので、大体この方面に専門的に当り得るような者を選ぶという趣旨でございまして、ただ片手間に各省の次官が従来参加していたという程度よりも、さらに一段とこれならばよからうというふうな考えで、われわれはここにかなうような数の委員会を考へた次第でございまして、大体私どもとしてはこれでやつて行けるというふうにして考へておる次第でございまして。

○米原委員 もう一つよくつと不審に思ふのであります。この委員には任期というものが全然きまつていない。うで、何もそういう條項はありませんが、そういういたしますと、一べんこの委員が過ぎますと、当人が辞職するとか特別の何かが起つてやめなかつたやうなことがない以外には、永久に委員であるということに法文の解釈から行くとするに思ひますが、どういふふうになつておるのであります。

○賀屋政府委員 御説の通り、この委員につきましても別段の任期を設けておりません。

○米原委員 そうしますと、相当この外資委員会は権限を持つておられるわけであらう。大蔵大臣にかわるような、たとえば第三章第十五條の権限なんかあるわけでありまして、非常に大きな権限を持つておられる。しかもそれが任期もない。しかもこれを見ると、安定本部總裁が任命するといふだけで、国会

が承認するとかいふ條項も全然ない。非常に大きな権限を持つておられるものが、しかも任期もきめられていない。しかも、非常にこれは被裁的なものになるおそれがあるのじやないかと思ひますが、その点についてはいかがいふお考えになりますか。

○青木國務大臣 これは考え方によりますれば、御説のように従来と違ひまして、学識経験者の三人以内といふものが入りますので、任期を定めておいた方がよかつたといふ考え方もあるの点でありますが、この点はおそらく運営の点で適当にやつて行けるのであるといふ解釈をいたしておる次第でございまして。

○米原委員 どうも今の解釈では納得行きません。實際問題として、この外資委員会がほとんど外資導入について、絶対的な権限を持つことになつておるので、實際に今までの外資導入のやり方を見ると、われわれとしてはどうも理解できないような点があるわけでありまして、こういう行き方が続く外資導入ならば、前から申しますように、われわれは反対せざるを得ないので、そういう意味での保障がないので、非常に不満に思つておられますが、昨日のわが党の河田委員から日本石油のカルテックスの場合で、ああいう点について申しましたが、たとえば最近こういうような話があつたといふことを聞いておられますが、国際自動車とリチャード・メーとの契約でありまして、外人用の営業タクシー、こういうような問題であります。代金を月賦で拂つて、そしてそれは別に金利を拂つて、そのあとで同額のものをまた拂うといふような契約になつておる

と聞いておりますが、そういうようなことが實際に認可されているのであります。

○賀屋政府委員 リチャード・メーと国際自動車との契約についての内容につきましては、一時両者が提携しまして、国内で外人向きのタクシー営業を行うことを計画いたしましたので、申請を持つて参つたことは事實でございまして、その内容をさしに検討いたしましたので、相当注文をつけまして内容を變更させたような次第でありまして、またこれはその後におきまして、当事者の方で考えをかえたようなふうに見受けられまして、ただいままでのところでは現実にこのケースにつきましても認可をいたしておりません。

○米原委員 では私がたゞいまお尋ねしましたようなことはいいわけでありま。

○賀屋政府委員 ございませ。

○米原委員 もう一つ最近聞いたので、どうも不審に思ふのであります。聞きまが、オスカー・コーホンと露製作所の問題であります。紡績機械の販売店だろつと思ふのですが、それを顧客名簿をただ渡すといふだけで、相当大きなものを要求しているのではありませんか。そういうような話がありますか。

○賀屋政府委員 オスカー・コーホンと露製工業との間の契約につきましても申請は出て参つておりますが、この件につきましてもまだ最終的に結論が出ておりませんので、契約の内容は私契約にわたりますので、ちよつとこの席ではお話するのをはばかります。

○米原委員 今までの外資導入が實際に入つた場合の條件が、どうもあまり感心できないようなものが多いように

思うので、方々の委員会で私も言つて来たので繰返しません、ただその場合に、もう一つ、條件以外に、実際に入つて来た後に、その労働者の待遇の問題であります、私たちがとしては非常に考えざるを得ない問題が多いように思ふのです。たとえば日石なんかの場合であります、カルテックスの場合でも、これも労働組合がつくられていない。それからスタンダードの場合も八百人も従業員がおりますが、ここにも労働組合がないという形です、何もこれは契約にも書いてないのではありません、ところが実際には内密の契約でもあるのじやないかというやうな気がするのです。そして非常にやうなふうな労働組合活動が実際上圧迫されているという実例をわれわれは聞いています。たとえば、その前から相当大きな組合のあつた横浜護謨、グッドリッチの場合であります、あの外資が入つた場合に極端な協約を締結している、その中に賞与が入つていて、これは憲法違反になるのじやないかとわれわれは思ふのであります、政治活動というものが非常に広い意味に解釈されて、そしてそれが全部できないというふうなことを協約でやつてゐるわけであり、これは労働者がそういう資格を持つていないと言われればそれまでであります、そういうものが外資の入つたところにずつと行かれて行くといふことは重大問題だ。そういう意味で、現在外資導入は決して日本の労働者にとつて有利がたなくない、むしろ労働者の生活条件を圧迫するものになつて来ておるのではないかと、これをわれわれも感じるのであります。そういう点であります

が、これは契約の条件にも何も書いてない。しかし実際に外資の入つたところでは、ほとんどのやうにそういうことが起つておる。もつともそれまでに相当強い労働組合があつたやうなところでは、簡単に組合がつぶれるといふことにはなつておらないやうであり、すけれども、そういう傾向が非常に強いと思ひます。私はそういう点から外資導入といふことは重大問題であると思う。むしろ外資導入の場合に、労働者の生活を保障するやうなものでなくてはならない。そういう点について安本長官はいかに考えておられるか、お聞きしたい。

○青木國務大臣 そういふ点につきましては、おつしやるやうに、日本の労働法規に基きまして、その内容に従つて契約を締結しておるものと信じます。

○米原委員 ただいま言いましたやうに、実際はそういうことが一様に起つておるのです。法規とか何とかいふ形式的なものでなくて、實際的に圧迫するやうな条件が起れば、だれしもこゝろが、これは歓迎しなくなるのです。外資導入が行われる場合に、その結果として、実際にはその工場で労働者の生活が圧迫されるというところは、私は意味がないと思ひます。たとえばインドのネール首相がアメリカの資本導入について、アメリカの資本を入れても、それがインドの労働者の生活を低くするものなら絶対に断るといふことを言つておるのです。インドの労働者の生活を上げるための外資でなければ、絶対に断るといふことをはつきり明言しております。そういう態度をむしろ日本の政府はとるべきではない

か。日本の国民生活を上げるための外資導入は、それはあつた。ところが最近はそのやうなことは全然問題にされてない。技術導入といふこともけつこうだが、技術導入の結果むしろ首切りが行われて、全体としては労働者の生活が悪化して行く、労働強化になる。こゝういふ面、ただ資本の蓄積の必要を強調されるばかりで、労働者の生活の保護といふことを私はひとつも考えておられないやうな気がする。むしろ外資導入法にそういう事項を入れるべきではないか、またこの法律とは別にそういう保護するやうな措置をとるべきではないかと考えるのであります、その点についての御所見をお聞きしたい。

○青木國務大臣 一応御説ごもつともだと思ひますが、われわれは外資導入に際しまして、先ほどもお答え申し上げましたやうに、わが国の労働条件とあるいは労働法規等にたがわれない範囲で、外資の導入を行つて行くといふ方針に基きまして、この法規をつくらう、外資の導入をできるだけ促進するといふ考えで進んでおります。

○米原委員 ただいまの御答弁では、これは不足であります。私は全体としてむしろこゝういふ法律はつくる必要がないのではないかと、外資に対する保証をやるという法律は、今まで世界に先例がありません。今までも世界に先例がありません。

○青木國務大臣 これはイタリアにおきます場合においても、その他為替管理法において適当な処置をとつておるやうに承知いたしております。

○米原委員 私は外国為替管理委員会から出されておる月報の第一号を先ほども読み上げましたが、アメリカのビジネス・ウィークの昨年十一月二十何日かの記事が載つておるのです。これを讀むと、この法律を通すことは非常に問題ではないかと思ふのです。その中にこゝういふことが書いてあります。こゝういふ法案をつくつておる間は、今イタリアとおつしやいました、イタリアの場合は條約であつて法案ではない。そのほかここに書いてあるのは、蒋介石の中国が結んでおるやうであります、これも法律ではない。こゝういふ法律が国内法としてつくられたのは日本が初めてだと思ふのです。ところがこゝういふ條約を調印し得るやうな外国政府はおそらくないだらうといふことを國務省の人が言つておるといふ記事がこゝに出ている。もしこゝういふ政府があつたとしたら、その政府は長く政権を握ることにはないだらう、あまりにもこれは屈從的な條約であつて、こゝういふ條約を結ぶ得るやうな政府はどこにもないであらうといふ観測が書かれてある。そのあとで中国とイタリアの例まで書いてありまして、中国の場合は、結局蒋介石政権があつた状態になつたといふことが指摘されて、イタリアの場合も、イタリアが援助を切望する敗戦国であつたために、こゝういふ譲歩をなしたのである、こゝういふことはほとんどあり得ないことだといふことまで書いてある、私はこゝういふ意味でもこの法案は非常に慎重にやらなければならぬ。しかし私の聞いたところでは、イタリアは條約という形で結んで、しかも條約の際に相当がなつて、ある点非常に條約の

内容を修正させたといふことも聞いておるのです、こゝういふ点御存じでありましたらお聞きしたい。

○實業政府委員 イタリアの例は、投資が収用された場合の補償の措置をこの條約で認めておる。その他の一般については、為替管理に従ふことになつておる。ほかの国々につきまして、今度この法律で予定したておりますやうな一般の送金の保証といふことはまだ例がないやうに聞いておりますが、新例でありまして、こゝういふ法律をつくることによつて外資が入りやすくなる、それが日本の經濟復興、自立經濟の一日もすみやかな達成に寄與する、こゝういふ観点から制定したことにしたわけでございます。

○米原委員 お答えはお言葉の通りにお聞きすれば、もつともこのやうでありまして、實際には占領下においては、國際公法でも、個人の契約の場合には強迫的なものとしてあとで取消すことができるやうなことが一般に認められておる通り、たとい政府が認可しても、現在の日本の場合、實際問題としてなか／＼むずかしい問題があると思ふ。こゝういふ場合にこゝういふ国内法をつくるのが安当であるかどうか、こゝういふことは日本政府でもおそろく講和條約後においてつくらないと思ふ。こゝういふ意味から考えまして、法案という形でやらぬでも、吉田内閣は實際は講和條約ができていないのに、いろ／＼協定を結ばれていゝる前例もあるのでありますから、むしろこゝういふ形の方がこれよりも筋が通つてゐるのじやないかといふ気がするのです。これをどうしても国内法でやられるといふ意味が、私にはどうして

もわからない。この前出ました外国人の課税の特例のこともここにちよつと書いてありますが、この場合にもむしろアメリカの方は課税の條約を方々の国と結ぼうとしているというのを指摘している。しかしながらこの記事を書いた人の意見によると、実はアメリカの税法は、イギリスやオランダの場合と比べて、アメリカの商社が外国にあるとどこにあらうと課税の対象になるという形があるので、これはむしろアメリカの法律の方が問題なので、アメリカの法律をかえさずれば、何も外国に特例を設けなくてもいいというようなことがここに書いてある。これを好んで日本の方で特例を設けられたという行き方を私はどうも感心しないのであります。送金保証の問題にしましても、アメリカでは先ほど話のありましたポイント・フォーアの法案で、国内で保証しようという行き方をしているではありませんか。そういうときに特別にこちらで保証するということは必要ないのじやないかと思うのです。しかも今アメリカの業界にも若干これに対して異論がある。必ずしもこれが公平に行くとは限らないので、むしろ認可制のために非常な不公平が起つて来て、アメリカの業者の方にも、日本に対処するところの投資を歓迎しないという空気があるとすると、ますます問題だと思ふ。そういう意味でもう一度お考え直しになる意図はないかどうかが聞きたいのであります。

○青木國務大臣 いろいろと御研究の結果の御報告と思いますが、政府といつたしましてはこの際別段考え直すという考えはございません。

○永井(英)委員 先ほど外貨予算を發表されたいということを言われましたが、どの新聞にも外貨予算は載つております。あれは一体どういふふうになつておりますか。それを發表するとかしないとかいふのが第一おかしいのです。

○賀屋政府委員 外貨予算につきましては、当局から積極的に發表いたしました。したが、今後定期的に發表する予定にいたしております。

○永井(英)委員 そうすると先ほどの發表するとかしないとかいふ問題は解消するわけでございますか。

○賀屋政府委員 その通りでございます。

○小野瀬委員長 他に質疑はございませんか。

○小野瀬委員長 なければ、この際閉会中の審査の件についてお諮りいたします。本委員会におきましては、今会期の初めに国政調査の承認を得まして物資の生産、配給及び消費、労働、物価、財政、金融、外国為替、貿易、建設、輸送等経済の安定に関する総合的基本問題に関し、あらゆる角度より審議をいたして参りましたが、会期終了も目前に迫つておりますので、閉会中もなお継続して審査を行いたいと存じます。また経済の総合基本計画に関連し、重要産業の実態調査及び国土総合開発に関する実地調査も行いたいと存じます。

つきましては委員派遣の承認を申請いたします前に、国会法第四十七條第二項の定めるところにより、経済の総合基本計画及び国土総合開発に関する諸問題につき、閉会中も継続して審査すること

を院議に諮る必要がありますので、その旨議長に申し出たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野瀬委員長 御異議なしと認めます。なお閉会中の審査申出書の作成その他については、委員長に御一任願いたいと存じます。

次に委員派遣の承認申請の件についてお諮りいたします。閉会中の継続審査が許可になりましたならば、さつそく委員派遣の承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野瀬委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。なお派遣地、派遣期日、派遣委員の人选、申請の手續等につきましても、これまた委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野瀬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次会は明二十九日午前十時より第三委員会において開会いたします。なお明日は両法案の質疑を終了し、討論採決の予定でありますから、委員各位は時間厳守の上、必ず御出席くださるよう特にお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

昭和二十五年五月三十日印刷

昭和二十五年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所